

平成30年度公益通報制度の運用状況

内部の職員等による通報

公益通報に該当する法令違反以外の区の組織・職場における不適切な事実等に関する通報(下表)も公益通報に準じて取扱っています。

(1) 通報件数等

	通報件数	受理件数	調査に着手した件数	是正措置等を講じた件数
公益通報に該当する法令違反	0	0	0	0
法令違反以外の不適切な事実等に関する通報()	3	1	1	1
一般サービスに関する事	1	1	1	1
公金公物の取扱いに関する事	0	0	0	0
上記以外の職務に関する事	2	0	0	0
公務外・信用失墜行為に関する事等	0	0	0	0
合計	3	1	1	1

(2) 不受理の理由

受け付けている通報対象事実の範囲外の事項を内容とする通報であったため。不受理とした通報については、所管部署で対応し、改善を図った。

(3) 是正措置等を講じた通報の概要

受付窓口	通報概要	調査結果	是正措置等
公益通報相談員 (第三者窓口)	パワー・ハラスメント	当該行為を行った一連の言動が修正されることなく今後も継続した場合、パワー・ハラスメントに該当する危険性が高いので、速やかにその解消・是正措置を採る必要がある。	是正のために必要な措置を講ずるよう、監督者へ通告するとともに、監督者及び当該行為を行った職員へ指導し、改善を図った。

外部の労働者による通報

0件